

民事執行における知的財産権 価値評価の一事例

会員 森 收平・鶴本 祥文



森 收平

鶴本 祥文

要約

今日においては、例えば知的財産の活用に関連して、知的財産（権）の価値評価がクローズアップされることが多い。かかる知的財産（権）の価値評価に関しては、無体物であるがゆえに、有体物である不動産等とは種々異なる点を有しており、これら有体物の評価の考えがそのまま通用しないと考えられる。また、知的財産（権）の価値評価については、例えば、知的財産権担保融資、証券化、信託などの評価目的ごとに評価手法等を考える必要があるといわれ、確立された評価手法も未だ存在していない。かかる現状のなか、本稿においては、知的財産権価値評価の一事例として、民事執行案件について説明することにより、知的財産権価値評価の理解の一助として頂くとともに、民事執行案件以外の知財価値評価分野（新規分野）に応用することを考えて頂くことを目的として、弁理士が関与しうる新規事業進出へ、わずかながらでも貢献をしたいと考える。なお、知的財産権の経済的価値評価を行う場合においても、その評価の前提として、弁理士が従来から行っている法的な側面、技術的な側面等の定性面の分析、評価が重要であることを特に強調したい。

目次

- 0. はじめのはじめに
- 1. はじめに
- 2. 民事執行案件
- 3. 価値評価
- 4. 評価命令
- 5. 民事執行案件のながれ
- 6. 民事執行案件における留意点
- 7. 民事執行案件におけるメリット・他の評価場面への応用
- 8. おわりに

0. はじめのはじめに（本項文責：森）

パテント編集委員会より「新規事業」につき寄稿して欲しいとの要望が日本弁理士会知的財産価値評価推進センター（日本弁理士会の附属機関。平成17年4月1日設立。事業概要等については、日本弁理士会のホームページ⁽¹⁾を参照されたい。以下「センター」という)に依頼があり、当方が寄稿することとなったが、本音をいえば書きたくないのが正直なところである。

知的財産権価値評価を行うにあたっては、新規業務ゆえ、ノウハウが重要である。しかしながら、諸般の事情から公開誌においてノウハウを開示することは困難である。従って、本稿においても、ノウハウの開示はその限度においての開示であることとしたい。

なお、個人的にはノウハウを移転したいと思うし、センターの事例研修・OJTを通じて、移転してきたつもりである。

従って、ノウハウ等を得たいのなら簡単である。センターに評価人候補者登録を行えばよい。評価人候補者になれば、そのための研修プログラムが用意されているし、場合によっては[OJT]も受けられるからである。

但し、会員数が増え、その糧のためにと、今まで苦労してきたものが、「蟻の一穴」で無駄になることを極力さけて活動しているセンター（センター長以下運営委員）の努力を無にしないよう求めたい。

1. はじめに

今日においては、例えば知的財産（権）の活用に関連して、知的財産（権）の価値評価がクローズアップされることが多い。かかる知的財産（権）の価値評価に関しては、例えば、知的財産権担保融資や、証券化、信託などの評価目的ごとに評価手法等を考える必要があるといわれており、確立された評価手法も未だ存在していない。このような現状のなか、本稿においては、筆者が携わった知的財産権の価値評価の一事例である「民事執行における知的財産権価値評価」について説明する。

なお、新規事業という点について、民事執行における知的財産権価値評価は、執行裁判所から日本弁理士会に評価人としての弁理士の推薦依頼が従来からあったことから、最適な新規事業の事例であるとはいえない

いかかもしれない。

しかし、民事執行案件といえども、知的財産権価値評価の事例であることは間違いない。また、上述のように知的財産（権）の価値評価がクローズアップされている今日では、知的財産権担保融資や、証券化、信託などの場面も含め、知的財産（権）の価値評価は、弁理士が関与しうる新規事業分野とも言い得ると考える。

そこで、知的財産権価値評価の一事例として、民事執行案件について説明することにより、知的財産権価値評価の理解の一助として頂くとともに、民事執行案件以外の知財価値評価分野（新規分野）に応用することを考えて頂くことを目的として、弁理士が関与しうる新規事業進出へ、わずかながらでも貢献をしたいと考える。

2. 民事執行案件

民事執行法第167条第1項は、「不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例による。」とある。知的財産権は、不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権であるから、債権執行の例によることとなる。

そして、民事執行法第161条は譲渡命令等について規定し、「債権の取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令（売却命令・管理命令・その他相当な方法による換価命令）を発することができる（1項）。」とする。

また、「執行裁判所は、法第161条第1項に規定する命令を発する場合において、必要があると認めるときは、評価人を選任し、債権の評価を命ずることができる（民事執行規則第139条第1項）。」ことから、知的財産権の価値評価が弁理士に命ぜられる。

このような評価命令は、弁理士（特許権等）、公認会計士（未公開株式等）、不動産鑑定士（不動産）等になされる。⁽²⁾

3. 価値評価

民事執行案件で求められる知的財産権価値評価とは、知的財産権の経済的価値、すなわち金銭的価値（価額）を評価することである。

しかしながら、経済的価値評価を行うには、法的評価・技術的評価がなされていなければならないと考える。価値評価時点において、特許権が無効とされ、技術が陳腐化し用いられなくなることもあるからである。

かかる法的評価、技術的評価には、知的財産（権）の個性、事業価値との相違、各種裁判例の分析、権利範囲の鑑定等の高度に専門的な判断が必要である。これらの高度に専門的な判断は、弁理士が長年に涉り密接に関わり、知識・経験を蓄積している業務の内容そのものである。知的財産（権）の価値評価について確立した評価手法も存在していない今日ではあるが、知的財産（権）に関する多くの知識と経験を有する弁理士が携わることで、知的財産（権）の価値評価が真に納得性のあるものに近づくことになるといえよう。

以下において法的評価・技術的評価・経済的評価について概説する。なお、法的評価、技術的評価は定性評価と、経済的評価は定量評価と呼ばれることもある。

1) 法的評価

法的評価とは、評価対象権利において権利の有効・無効、利用・抵触関係の有無等を検証し、決定することをいう。我々の業務における鑑定が該当すると考える。

無効理由の存在や、利用関係が存在する場合には、経済的評価に影響を与えることから、経済的評価に移行する前に行う必要があると考える。

2) 技術的評価

技術的評価とは、評価対象の技術が基礎技術であるか、応用技術であるか、他の技術の代替技術であるか等を検証し、決定することである。

技術内容によっては経済的評価に影響を与えると考える。したがって、経済的評価に移行する前に行う必要があると考える。

なお、意匠についてはデザインの流行の観点、商標については需要者に好まれる名称等であるかといった観点、著作権については需要者に好まれる著作物であるかといった観点が特許や実用新案における技術的評価に対応しうるものとして捉えることができる。この捉え方は、本稿における技術的評価（技術的側面）において同様とする。

3) 経済的評価

経済的評価とは、ここでは、対象権利の価格を検証し、決定することである。

上記の如く、経済的評価は、法的評価・技術的評価がなされて始めて評価対象となるものとする。法的評価において対象権利に無効原因が存すれば排他性を、利用関係にあれば自由実施性を有しない場合が存

在するであろうし、技術的評価において基礎技術と認められても、直ちに製品等に結びつかないのであれば市場性を獲得できないことから、経済的評価に移行することは困難とも考えられるからである。また、例えば、後述のインカムアプローチが必要とされる将来収益の予測において、対象業界を決定し、将来予測をするにしても、評価対象となる技術、知的財産（権）の中身を適切に理解、認識し、法的評価・技術的評価を行うことができなければ、そもそもどの業界（市場）が対象となるべきかさえも分からないし、将来予測も納得性のあるものとはならないであろう。

知的財産（権）の経済的評価のためのアプローチとしては、大きく分けて、コストアプローチ、マーケットアプローチ、インカムアプローチが一般的に用いられる。以下それぞれのアプローチについて概説する。

・**コストアプローチ**とは、権利取得までに要した費用（歴史的コスト）、または同等のものを取得するのに要する費用（再構築コスト）をそのものの価値とする（若干の修正はあるが）評価手法である。たとえば、労働力・経営情報ソフトウェア・製品ソフトウェア・流通ネットワーク・労務慣行・手順などに適用される。⁽³⁾

・**マーケットアプローチ**とは、当該権利の市場での価値評価に基づく評価手法である。たとえば、株式市場における株の売買が該当する。

・**インカムアプローチ**とは、当該権利によりどれだけ将来のインカムが得られるかに基づく評価手法である。たとえば、特許／技術・商標／ブランド・著作権・コアデポジット・フランチャイズ権などに適用される。⁽³⁾

なお、各アプローチ（手法）にはさらに種々の手法が存在する。

知的財産権の経済的評価においては、コストアプローチ・マーケットアプローチは用いられることは少なく、インカムアプローチが採用されることが多いであろう。

知的財産権の権利確定までには相当の時間・費用（コスト）を要するも、時間・費用（コスト）をかけたからといってその知的財産権の価値が必ずしも高いとは言えないからであり、知的財産権を対象としたマーケットも十分に機能していないからである。

4) 私見（本項文責：森）

ここで、日本弁理士会新規業務検討委員会による平成12年度の結論によれば、財産的評価に関する鑑定は、業務範囲ではあるものの専権業務とはされていない。

しかし、財産的評価の鑑定には、法的評価や技術的評価を基礎（前提）として評価されるものであり、この点に関しての言及はない。

一方、権利の安定性等に関する「登録可能性」「審判請求の可否」「審決取消訴訟の成否」等については専権業務とされている。

従って、知的財産権の価値評価のすべてとはいわないが、法的評価は権利の有効性等を検証することから、知的財産権価値評価の一部、特に法的評価は弁理士の専権範囲に属するものと考えられる。

なお、専権範囲とはいえない新規業務についての考え方や、具体的留意事項についての扱いは、弁理士全体のことを考慮すれば、慎重に扱うべきであろう。

4. 評価命令

いずれにしても、民事執行案件は、実務上、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権）については譲渡命令又は売却命令のための評価が弁理士に、債権であれば売却又は譲渡命令のための評価が公認会計士に、不動産については主として強制競売における売却のための評価が不動産鑑定士に（新聞に不動産の競売情報がよく記載されているのは周知である。）命ぜられる（民事執行法第161条等）。

実務上、このように各財産について異なる専門家に評価が命ぜられるのは、各財産についての評価を行うためには、その各財産の中身を適切に理解し、説明できる者でなければならないからであろう。

ここで、知的財産（権）を他の財産と比較すると、知的財産（権）は、例えば有体物である不動産とは異なり、無体物であり、事実上の占有ができないこと、権利が及ぶ範囲が一見して視認できるようなものではないこと、無効理由を有する可能性があることなど種々の特殊性を有している。そのため、かかる知的財産（権）の価値評価を行う場合には、知的財産権についての知識、経験が必要とされる。例えば、上述のように、知的財産権の経済的価値評価を行う際には、その前提として、法的側面、技術的側面からの分析、評価が必要と考えられる。

民事執行における知的財産権の価値評価は、個別の知的財産権についての評価が求められる。そのため、個々の知的財産権についての知識、経験がより必要とされるだろう。弁理士は、個別の知的財産権の権利範囲や権利の有効性等（法的側面、技術的側面からの分析、評価）について日常的に業務を行い、知的財産権

の中身を適切に理解し、説明しうる者である。そのため、知的財産権についての知識、経験を有する弁理士に知的財産権の価値の評価が命ぜられるのは当然の帰結であると考ええる。

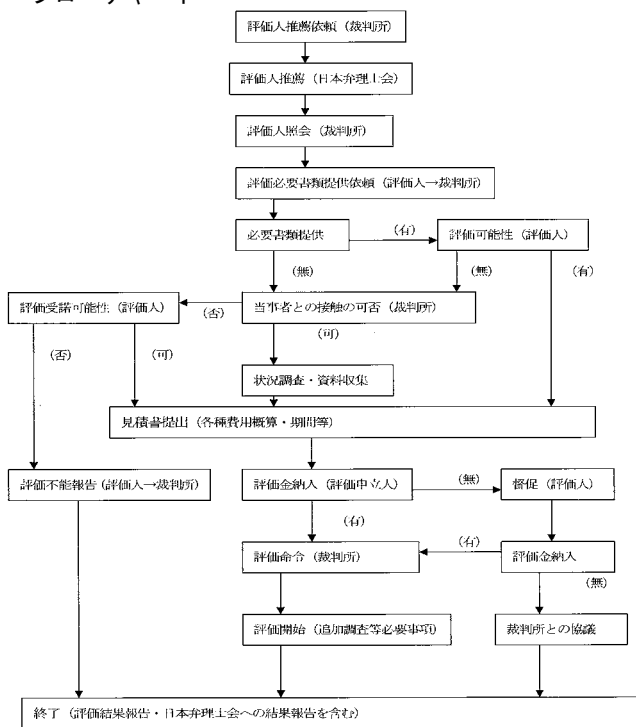
5. 民事執行案件のながれ

民事執行における知的財産権の価値評価については、現状では、裁判所（他者）から直接評価命令の依頼を受けるというよりも、後述するように、裁判書からセンターへの推薦依頼に応じ、評価登録人が自ら応募して、評価を受任することが一般的となる。かかる民事執行案件における知的財産権価値評価のフローチャートを図1に示す。

フローチャートからも明らかなように、裁判所の依頼から評価命令がでるまでに種々のハードルがあり、その最たるものが鑑定評価費用の見積である。

以下、具体的な対応等について、経験を踏まえ、フローチャートに基づき説明する(平成18年11月現在)。

フローチャート



i) 裁判所からの評価人推薦依頼

① 執行裁判所書記官から日本弁理士会会長宛「評価人推薦依頼書」が送付される。

依頼書には、知的財産権目録と当事者目録が添付されており、評価案件は、依頼書に添付されている目録に記載の知的財産権である。

なお、依頼に先立ち当該知的財産権は差押えられ、裁判所書記官からの囑託により原簿にその旨が登録さ

れている。

② 裁判所からの依頼の際の情報は、上記知的財産権目録と当事者目録だけであり、その他の情報を得るには推薦後の裁判所との交渉による。

ii) 日本弁理士会（以下「本会」という）からの推薦

① 知的財産価値評価推進センターでの選任

・裁判所から本会に推薦依頼があれば、センターに回付され、センターにおいては、「裁判所・分野」を示して評価人候補者に対し公募する。

・事務所所在地・専門分野・研修履歴・経験等を考慮して、センターは評価人を選任し、会長宛選任報告を行う。

② 日本弁理士会から裁判所への評価人推薦

・裁判所へ評価人の推薦を会長名で行うとともに、選任された評価登録人に会長名で推薦した旨の通知がなされる。

・評価人の推薦は、裁判所から依頼をうけてから約一月以内に行われる。

・少なくともこの時点においては、評価案件が明らかになることから、事前調査を開始することができる。例えば、登録原簿等のチェックであるが、現状では、この事前調査に対する対価が得られるとはかぎらないことから、サービスの範囲での調査ということになる。

iii) 裁判所⇔評価人交渉

① 裁判所からの評価人への依頼

・評価人推薦がなされると、裁判所から評価人に対して評価受諾の可否についての質問と、受諾した場合の鑑定評価料・評価期間が問合される。

② 評価人から裁判所への依頼

・評価のために必要な書類（例えば、財務諸表等）の提供の可否、当事者との接触の可否等、評価のために必要な情報の提供を依頼する。

・必要であれば債権者・債務者用の質問書を裁判所に提出し、裁判所より当事者に回答させることを依頼する。

③ 評価人から見積書の提出

・資料等から評価費用を見積り、評価書作成期間とともに裁判所へ報告する。

iv) 裁判所⇔債権者交渉

・債権者に見積額で評価を行うことの可否を問合させる。

・債権者が了承すれば、裁判所はその価額を納付さ

せ、納付確認をまって評価人に評価命令をなす。

・債権者が了承しない場合は、訴えが取下げられ、評価人にはその旨が通知され終了する。

v) 鑑定評価

・評価命令がだされると、評価人は所定期間内に鑑定評価報告書を作成し、提出することにより、評価は終了する。

なお、案件によっては所定期間内に鑑定評価書を作成することが困難なこともありうるが、事前に裁判所書記官と打ちあわせることにより、期間の延長をすることも可能である。

6. 民事執行案件における留意点

民事執行における知的財産権の価値評価については、経験上、次の3点は特に留意すべきであるといえる。

1) 見積もり

そもそも鑑定評価のためにはどのような調査を行わなければならないかが判らないと、見積額以上の経費を支払わなければならない。→追加調査が必要になる場合もある。

また、評価に係る費用の見積もりは、一般的には、評価をどの程度の精度をもって、どの程度の期間で行うかにより変わってくる。しかし、民事執行案件においては、鑑定人のような立場で公平、中立的に評価することが求められているとも言える。そのため、評価期間との関係もあるが、どの程度の精度が必要かについて、特に頭を悩ますことが多いであろう。精度の高低により、入手すべき資料等の範囲も異なり、調査に係る費用も含め、評価全体に係る費用は増減するといえる。

そして、評価命令が出される場合、評価費用の取りはぐれはないが、評価命令が出されずに終了すると、先行調査費用等は現状では、自己負担となる。そのため、鑑定評価費用の見積額が、評価命令がでるかでないかの大きなファクターとなるとも考えられる。

2) 資料収集

民事執行案件においては、評価対象となる知的財産権の権利者（債務者）に関する資料が入手できない場合が多い。そのため、債務者が不在の案件も含め、評価に必要な資料収集に費用・時間がかかる。⁽⁴⁾特に、知的財産（権）は事実上の占有ができない無体物であるため、有体物たる不動産等のように、その不動

産（有体物）の存在場所等に行けば、その状況が明らかになりうるというものでもない。不動産等の有体物の場合とは異なることから、無体物たる知的財産権の価値評価に要する資料の収集は、容易ではないであろう。

また、上述のように、評価期間との関係も踏まえ、評価の精度をどの程度までにするのかにより、収集すべき資料も異なってくる。

なお、評価に要する資料に関連して、参考となる書籍や資料がセンターに一部収集されている。これらを参考にして資料収集するのもよいと考えられる。

3) 評価理由

民事執行における知的財産権の価値評価の場合に限らず、判断の根拠となる理由は重要である。また、評価はそもそも主観の産物であるが（誰がやっても同じなら、そもそも評価を他者に行わせる必要もないだろう）、その評価理由に一層の説得性を持たせるためにも、その理由を裏付ける資料も重要である。

ただ、民事執行案件においては、上述のように、資料収集の点での制約が生じることも多い。そのため、評価そのものが行えない場合も存在するかもしれない。また、その評価の理由においても、そもそも論理的な理由がつけづらい場合、種々の条件（評価期間等との関係から調査範囲を限定したこと等）を前提とすることを述べざるを得ない場合もありうるだろう。

また、上記以外でも、以下の点について、留意すべきといえる。

・少なくとも、センターに評価人候補者登録（登録は弁理士に限る）をしなければ、民事執行案件の評価のために推薦されることはない。

・民事執行案件に関与する裁判官・書記官・代理人弁護士（債権者・債務者）の知的財産権に関する知識が豊富であるとはいえない場合が多いのが現状である。従って、場合によっては知的財産権の取扱いについて説明しなければならないことがある。

・財務諸表や損益計算書を読む必要がある場合もある。⇒公認会計士等との共同作業を考慮することも必要である。

・評価にあたっては、鑑定人と同様の公平さが要求されるが、裁判官の了解のもとに当事者と接触することも可能である（原則公平性を担保するために当事者との接触は禁止）。

7. 民事執行案件におけるメリット・他の評価場面への応用

(1) 民事執行案件におけるメリット

民事執行における知的財産権の価値評価を行う場合には、上述のように、種々の大変さを経験することになる。そのため、現状では、かかる評価を受任し、評価を行うこと自体に費用対効果が高いかといえ、そうではないかもしれない。

しかし、資料入手の困難さ等が存在するからこそ、価値評価を行う際に、頭をめぐらし工夫をし、様々なアイデアが浮かんでくるともいえる。このような経験は、民事執行案件に限らず、その他の場面における知的財産権の価値評価、ひいては弁理士が携わる日常業務においても有益となりうるであろう。

筆者も、このように考え、民事執行における知的財産権の価値評価を受任したことを思い出す。

(2) 他の評価場面への応用

民事執行案件以外における知的財産（権）の価値評価は、数多く存在する。例えば、1) ある知的財産を権利化すべき（できる）かについての価値評価、2) ある知的財産権が実際の事業との関係で権利範囲に入っているかについての価値評価、3) 担保価値評価、4) 譲渡価格、5) ライセンス料の算定の場合等である。なお、1) および2) における価値評価は、弁理士が従来から日常的に行っている評価である。

また、例えば3)～5) の場合における価値評価は従来から行われていたであろうが、知的財産立国、知的財産の活用が叫ばれている今日、弁理士がこれらの価値評価の場面に遭遇する機会も増えているだろう。

一方、既述のように、民事執行における知的財産権の価値評価は、譲渡命令又は売却命令のために行われる。すなわち、評価命令を受けた弁理士が行った価値評価は、譲渡価格、売却の際の基準価格の参考に用いられる。

そのため、民事執行における知的財産権の価値評価に関する情報は、例えば、相対取引における譲渡価格の算定の際の価値評価についても参考になることがあるだろう。すなわち、評価目的が、相対取引における譲渡価格の交渉の際に用いる参考資料としての価値評価である場合において、知的財産権の価値評価の依頼を受けたときに、上述の留意点（資料収集、評価費用見積もり、評価理由など）における考え方を、その評価目的・条件・場面の違いを十分に踏まえる必要があ

るが、参考にできる場合があるだろう。

その他の評価場面においても、その評価目的・条件・場面の違いを十分に踏まえた上で、適宜参考にできる場合があるだろう。

8. おわりに

以上、思いつくままに特許権等知的財産権の価値評価の留意点について記載したが、やはり「いわく言いがたし」の部分があることは否めない。

本当に将来のため、非専権範囲ではあっても自己の業務としようと思われるのであれば、センターに評価人候補者登録をすることをお勧めする（なお、上述からも明らかなように、当該登録をしたからといって、必ず評価を行わなければならない訳ではない）。

筆者は上述のセンターにおいて活動しているが、できれば、センターの運営委員として、汗と智慧と時間を提供して頂ける会員の方が多く出てこられることを願って筆をおく。

なお、本稿における見解は、センター等の所属組織・団体とは無関係であることを付言する。

注

- (1) 知的財産価値評価推進センター (<http://www.jpaa.or.jp/affiliation/ipvepc/index.html>)
- (2) 西岡清一郎ほか編・東京地方裁判所民事執行センター実務研究会著「民事執行の実務－債券執行編（下）」金融財政事情研究会（2003）150頁、197頁等参照
- (3) (財)知的財産研究所訳・菊池純一監訳・Gordon V. Smith, Russell L.Parr 原著「知的財産と無形資産の価値評価」中央経済社（1996）284頁参照
- (4) 民事執行案件における未発行株式の評価に際して、発行会社が小規模な場合、債務者が発行会社の経営者側である場合が多く、株券発行などの場面で第三債務者としての任意の協力を得ることが困難なことが多い事情等から、その評価料の見積りや資料収集の困難性、評価の困難性が次のように指摘されている。「評価人候補者は評価料見積りの前提として、過去3期分程度の発行会社（第三債務者）の決算書等を資料として必要とするが、前記のような事情から第三債務者の協力が得られず、差押債権者において決算書等を入手できずに、手続が停滞する場合がある。」「相場のない株式を評価するには、会社の財務内容を調査した上で行う必要があり、専門性が高く、内容も困難なため、一定程度の評価料は不可避となる」（前掲・西岡197頁）。

民事執行案件における知的財産権の評価に際しては、上記困難性も当てはまる。

（原稿受領 2006.11.10）